

議案第16号

三田市民病院看護学生修学資金貸与条例の制定について

三田市民病院看護学生修学資金貸与条例を次のとおり定める。

平成23年2月22日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市民病院看護学生修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、看護学生として修学中の者で、将来三田市民病院（以下「病院」という。）に勤務しようとするものに対して修学資金を貸与することにより病院の助産師及び看護師である職員（以下「看護職員」という。）の充実を図ることを目的とする。

(資格)

第2条 修学資金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、学校又は養成所等を卒業後病院において看護職員として勤務する意思を有する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定する学校又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣が指定する助産師養成所に在学する者
- (2) 法第21条の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定する学校又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣が指定する看護師養成所に在学する者

(貸与金額)

第3条 修学資金の貸与額は、別表のとおりとする。

(利息)

第4条 修学資金には、利息を付さない。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を2人立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「貸与学生」という。）と連帯して修学資金の返還の債務を負担しなければならない。

3 第1項の連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還について弁済の資力を有する者でなければならない。

(申請)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次の各号に掲げる書類を添えて病院事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 誓約書
- (4) 学校又は養成所等の在学証明書又は成績証明書
- (5) 住民票の抄本

(貸与の決定及び通知)

第7条 管理者は、前条の規定による申請に基づき選考のうえ決定し、修学資金貸与決定書を当該申請者に交付し、かつ、当該申請者の連帯保証人に対してその旨を通知する。

(貸与の方法)

第8条 修学資金は、毎月第3条に規定する額を直接又は送金の方法によって交付する。ただし、特別の理由があるときは、当該年度の2月分以上を合わせて交付することができる。

2 前項の規定により貸与学生は、直ちに領収書を提出しなければならない。

(貸与の取消し)

第9条 管理者は、貸与学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する修学資金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が貸与学生として不適當であると認めたとき。

(貸与の停止)

第10条 管理者は、貸与学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金

の貸与を停止することができる。

(1) 長期欠席し、又は休学したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が修学資金を支給することが不適當であると認めたとき。

2 前項に規定する修学資金の貸与の停止の期間は、修学資金の貸与期間に算入しない。

(借用証書)

第11条 修学資金の貸与期間が終了したときは、貸与学生であった者は、直ちに借用証書を管理者に提出しなければならない。

(返還期間及び返還方法)

第12条 貸与学生であった者は、卒業後病院の看護職員として在職している期間を除き、3年以内に修学資金の全額を返還しなければならない。ただし、第9条の規定による取消しを受けた者は、その取消しがあった日から1月以内に修学資金の全額を返還しなければならない。

(返還の免除)

第13条 貸与学生又は貸与学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる金額の修学資金の返還を免除する。

(1) 卒業後における看護職員の在職期間が修学資金の貸与期間に相当する期間に達したとき 全額

(2) 在学中若しくは在職中に死亡したとき又は心身の故障のため看護職員の業務に従事することができなくなったとき 全額

(3) 第1号の在職期間が修学資金の貸与期間に相当する期間に満たないで退職(前号の場合を除く。)したとき 月数で計算した在職期間を月数で計算した貸与期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を修学資金の全額に乗じて得た金額

(4) 前3号に規定するもののほか、管理者が貧困その他特別の理由により返還が困難であると認めたとき 管理者が認める金額

(返還の猶予)

第14条 管理者は、貧困その他特別の理由により修学資金の返還が困難であると認めた者に対し、管理者が認める期間、その返還を猶予することができる。

(返還の免除又は猶予の申請)

第15条 第13条第4号の規定による修学資金の返還の免除又は前条の規定による修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書又は修学資金返還猶予申請書を管理者に提出しなければならない。

(返還の免除又は猶予の決定及び通知)

第16条 管理者は、前条の規定による申請に基づいて修学資金の返還の免除又は猶予の決定をしたときは、修学資金返還免除決定書又は修学資金返還猶予決定書を当該申請者に交付し、かつ、その者の連帯保証人に対してその旨を通知する。

(延滞利息)

第17条 貸与学生であった者が、第12条に規定する返還期間を過ぎても修学資金を返還しないときは、返還未納の金額に対して利息を付するものとする。

2 前項の延滞利息は、年14.6パーセント(返還期限の翌日から1月を経過する日までは年7.3パーセント)とする。

(届出)

第18条 貸与学生又は貸与学生であった者が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届

(2) 休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学等届

(3) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人氏名・住所変更届

(4) 連帯保証人が死亡したとき 連帯保証人死亡届

(5) 連帯保証人が破産の宣告を受け、又は連帯保証人として適当でない理由が生じたとき 連帯保証人身分変更届

(6) 貸与学生であることを辞退しようとするとき 修学資金辞退申出書

(報告)

第19条 貸与学生は、毎年8月31日までに、成績証明書及び健康診断書の写しを提出しなければならない。

(死亡届)

第20条 貸与学生又は貸与学生であった者が死亡したときは、その者の親族又は連帯保証人は、死亡届にそれを証する書類を添えて管理者に届け出なければならない。

(特別の貸与)

第21条 管理者は、別に定めるところにより、特定の学校又は養成所に在学する

者に対し修学資金を貸与することができる。

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に廃止前の三田市民病院看護学生修学資金貸与規程（平成21年三田市民病院事業管理規程第23号）の規定により修学資金の貸与を受けている者は、この条例の相当規定により修学資金の貸与決定を受けた者とみなす。

別表（第3条関係）

修学資金の貸与金額

第2条第1号に規定する者で助産師学校又は助産師養成所に在学するもの	月額 80,000円以内
第2条第2号に規定する者で看護師学校又は看護師養成所に在学するもの	月額 60,000円以内